

## 地域自立支援協議会の役割と運営について

### 1 協議会の設置

障害者自立支援法では市区町村の責務として障害者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的な役割を果たすために、関係機関と連絡調整を行う「地域自立支援協議会」を設置することとしている。

杉並区ではそれを受けて障害者の地域における自立生活を支えるため、相談支援事業を適切に実施するとともに、医療・保健・福祉・教育・就労等関係機関のネットワーク構築を推進する中核機関として、杉並区地域自立支援協議会を設置する。

### 2 協議会の所掌事項

- (1) 相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 地域の関係機関との連携体制の構築に関すること。
- (3) 障害者が適切にサービス利用するための関係者による連絡調整会議(以下「個別支援会議」という。)の促進に関すること。
- (4) その他障害者福祉の増進に必要なこと。

(杉並区地域自立支援協議会設置要綱第2条)

### 3 協議会の運営について

#### (1) 協議会の運営について

- 開催は年2回程度とし、限られた協議会で有効に議論ができるよう、適切に議題を設定するとともに、議論を深めるための専門部会を活用する。
- 協議会の運営では部会からの報告だけではなく、各委員が十分に意見交換、議論を行えるように努める。
- 今期(平成19・20年度)の協議会においては、議論の中で抽出された課題や社会資源について適切に取り上げて杉並区障害福祉計画、障害者計画(保健福祉計画)に反映させていく。

#### (2) 今期の専門部会の設置について(案)

当面、次の部会を設置する。

- 「相談支援部会」⇒要綱第6条により設置する。相談支援事業所の連絡調整や個別支援課意義等における相談事例の検証を行う。

平成19年5月・6月準備会

7月設置 月1回開催

- 「地域移行促進部会」⇒精神障害者の退院や障害者入所施設から地域生活へ移行を促進させるために、取り組み状況を把握しながら必要な事項を検討する。

平成19年8月設置 年3回実施

【構成】十分な意見交換や議論ができるように配慮する。必要によって協議会のメンバーもアドバイザーとして参加する。